

# 宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金交付要綱

令和3年6月30日

宇佐市告示第195号

改正 令和4年3月25日宇佐市告示第84号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市民による再生可能エネルギー利用及び設備の導入を促進し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量を低減させ、並びに市民の環境保全意識の向上と脱炭素促進グリーン環境の整備を図り、もって地球温暖化防止及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的に、予算の範囲内で宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、宇佐市補助金交付規則（平成17年宇佐市規則第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蓄電池設備 定置用リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電気的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成される設備をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が「電気」であることが記載されている乗車定員が4人以上のものをいう。
- (3) 次世代自動車 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）をいう。
- (4) 充電設備 次世代自動車に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパilot機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - ウ V2H充電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - エ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - オ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
  - カ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- (5) 住宅 本市の区域内に存する賃貸の用に供する共同住宅を除く建物で、居住の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1以上のものをいう。
- (6) 系統連系 蓄電池設備を電力会社の電力系統へ連系させることをいう。
- (7) 事業者 補助金の申請時において、市内に本店、支店又は営業所を有する法人をいう。  
(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、補助対象要件、補助対象者及び補助対象経費は、補助対象事業の区分に応じて、それぞれ別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 蓄電池設備設置事業
- (2) 充電設備設置事業
- (3) 急速充電設備設置事業
- (4) 蓄電池設備等設置住宅購入事業
- (5) 電気自動車購入事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助対象者から除く。

- (1) 市税の滞納があるもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

#### 第4条及び第5条 削除

##### （補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。ただし、急速充電器設置事業にあっては、設置する急速充電設備1基につき50万円を限度とする。

##### （交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市町村税の滞納のない証明（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
  - (2) 補助対象事業の区分に応じ、別表第2に定める書類
  - (3) 第11条に定める調査等の実施に係る承諾書（様式第2号）
  - (4) 法人所在証明書及び法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書若しくは各種事業の許可書（写し）等、市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいることを証明できる書類（申請者が事業者の場合であって、第1号の書類が得られない場合に限る。）
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

##### （交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しないことを決定した者に対しては、宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の場合において、補助対象事業が特定の地域に集中することが見込まれるときは、当該地域に係る補助金を交付しないことを決定することができる。

##### （補助金の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）のうち、当該決定の通知を受けた後において、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする者は、宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類（以下この項において「添付書類」という。）を添えて市長に提出し、その承

認を得なければならない。ただし、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することができる。

- 2 市長は、前項の補助金変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金交付額変更等決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の区分に応じ、それぞれ別表第3に定める書類

- (2) その他市長が必要と認める書類

(調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

(補助金の確定)

第12条 市長は、第10条の規定により実績報告を受けたときは、関係書類の審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金交付確定通知書(様式第8号)により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者(以下「設置者」という。)は、補助金の交付を請求しようとするとときは、宇佐市脱炭素促進グリーン設備設置補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(設置者の協力)

第14条 設置者は、市長から次に掲げる事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

- (1) 補助金により設置又は購入した設備又は車両(以下「補助対象設備等」という。)の使用状況等に関するアンケートの提出

- (2) その他市長が必要と認める事項

(設置者の責務)

第15条 設置者は、善良なる管理者の注意をもって補助対象設備等を管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 設置者は、補助対象設備等の設置又は購入の日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過する日までの間において、当該補助対象設備(当該補助対象設備を設置している住宅を含む)を売却し、譲渡し、又は交換しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、次項の規定により市長に届け出た場合はこの限りでない。

2 設置者は、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により、補助対象設備等が破損し、又は滅失した場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による承認をしようとするときは、設置者等に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金等の返還)

第17条 市長は、交付決定者及び設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条及び第11

条の規定により交付決定及び額の確定をした額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(見直し)

2 この告示の施行の日から3年以内ごとにこの補助金のあり方、必要性について必要な見直しを行いうものとする。

(交付申請等の特例)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助対象事業については、当該補助対象事業に着手した後であっても、同条の申請をすることができる。ただし、当該補助対象事業の着手後90日を経過する日までに行う申請であって、同条に規定する添付書類を提出できるものに限る。

- (1) 蓄電池設備設置事業
  - (2) 急速充電設備設置事業
  - (3) 電気自動車購入事業
- 4 前項の規定により交付申請をした場合における第10条の規定の適用については、同条中「補助対象事業の完了後、」とあるのは、「第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年3月25日宇佐市告示第84号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第3項の規定の適用については、同項第3号に掲げる事業にあっては、この告示の施行の日以後に道路運送車両法に規定する新規登録を受けるものから適用する。

別表第1（第3条関係）

| 区分                 | 補助対象要件  | 補助対象者                               | 補助対象経費  | 備考  |
|--------------------|---|-------------------------------------|---|---|
| (1) 蓄電池設備設置事業      | 市内において居住の用に供され、又は供される予定の住宅（以下「対象住宅」という。）に蓄電池設備を設置するものであること。   | 対象住宅に左欄の設備を設置する者又はその配偶者若しくは2親等以内の親族 | 対象住宅に設置する蓄電池設備の購入及び設置に係る費用                              | 国、県その他の機関から同様の趣旨の助成金等の交付を受けける場合   |
| (2) 充電設備設置事業       | 対象住宅に充電設備を設置すること。   | 対象住宅に設置する充電設備の購入及び設置に係る費用           | 対象住宅に設置する蓄電池設備の購入及び設置に係る費用                              | は、補助対象者に係る経費の額から当該助成金等の額を控除するものとし、補助対象経費に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達による経費が含まれる場合であって、補助対象者の利益となることが認められるときは補助対象経費から当該利益相当額を控除する。 |
| (3) 急速充電設備設置事業     | 事業者が市内に保有する土地又は市内で借り受ける土地に急速充電設備を設置する事業であつて、次の要件を全て満たすものであること。<br>ア 設置する急速充電設備が、事業者がその所有権を有する未使用的のものであつて、かつ、設置する日の属する年度又はその前年度において国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより指定されているものであること。<br>イ 設置する急速充電設備が、公道に面し誰もが自由に出入りできる場所に設置され、広く公共の用に供されること。<br>ウ 設置する急速充電設備の利用に対して料金を徴収するとときは、予め市長と協議の上、金額を定めること。<br>エ 設置する急速充電設備の利用にあたつては、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等徴収すべき料金として市長が特に認めるものを除く。<br>オ 急速充電設備を設置する駐車スペースにおいて、特定の利用者との賃貸契約及び専用の利用許可等がなく、今後行う予定もないこと。 | 急速充電設備を設置する事業者                      | 急速充電設備の購入及び設置に係る費用。<br>可能台数が20台以上である場合にあつては2基）に係る費用に限る。 |   |
| (4) 蓄電池設備等設置住宅購入事業 | 急速充電設備の設置場所に関する情報に係る第三者により公開されること。<br>蓄電池設備又は充電設備が設置された市内の住宅を購入するものであること。   | 左欄の住宅を購入する者又はその配偶者若しくは2親等以内の親族      | 住宅の購入に係る費用のうち、蓄電池設備又は充電設備の購入及び設置に係る費用                   |   |

|               |   |
|---------------|---|
| (5) 電気自動車購入事業 | <p>市民及び事業者が市内において自らの使用及び事業の用に供する目的で電気自動車を道路運送車両法に規定する新規登録を受ける事業であつて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 1者に対して1年度につき1台とし、当該車両の新規登録をした時点において、1年以上引き続き居住又は事業所を有しており、かつ、市内に使用的本拠を置くこと。</p> <p>イ 購入する電気自動車が、未使用のものであつて、かつ、購入する日の属する年度又はその前年度において国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより指定されているものであること。</p> <p>ウ リース車両ではないこと。</p> <p>当該電気自動車の購入者は、電気自動車の車両本体の購入に係る費用</p> <p>の自動車検査証上の所有者及び使用者である者。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社またはローン会社等であり、かつ、使用者が申請者であること。</p> |
|---------------|---|

別表第2（第7条関係）

| 区分                 | 添付書類（交付申請）   |
|--------------------|--|
| (1) 蓄電池設備設置事業      | ア 蓄電池設備（充電設備設置事業にあっては充電設備、急速充電設備設置事業にあっては急速充電設備、蓄電池設備等設置住宅購入事業にあっては蓄電池設備又は充電設備。以下この欄において同じ。）の購入及び当該蓄電池設備の設置工事に係る経費の内訳が記載された見積書又はこれに準ずる書類 |
| (2) 充電設備設置事業       | イ 蓄電池設備等設置住宅購入事業にあっては、当該住宅の購入に係る重要事項説明書  |
| (3) 急速充電設備設置事業     | ウ 設置する蓄電池設備の概要を説明する書類  |
| (4) 蓄電池設備等設置住宅購入事業 | エ 蓄電池設備設置工事前の状況が分かるカラー写真<br>オ 蓄電池設備を設置する住宅の場所及びその付近の見取図  |
| (5) 電気自動車購入事業      | ア 購入者、購入車両及び購入価格等が記載された注文書又はこれらに準ずる書類<br>イ 購入する電気自動車の概要を説明する書類   |

別表第3（第10条関係）

| 区分                 | 添付書類（実績報告）   |
|--------------------|--|
| (1) 蓄電池設備設置事業      | ア 蓄電池設備（充電設備設置事業にあっては充電設備、急速充電設備設置事業にあっては急速充電設備。以下この欄において同じ。）の購入に係る契約書及び当該蓄電池設備の設置工事に係る請負契約書又はこれらに準ずる書類の写し   |
| (2) 充電設備設置事業       | イ 蓄電池設備の設置に係る経費の内訳書の写し<br>ウ 蓄電池設備の設置に係る経費の領収書の写し   |
| (3) 急速充電設備設置事業     | エ 蓄電池設備の設置後の住宅（急速充電設備設置事業にあっては、当該設置場所）のカラー写真<br>オ 蓄電池設備を設置するものにあっては、系統連系が開始されていることを証する書類の写し  |
| (4) 蓄電池設備等設置住宅購入事業 | ア 当該住宅の購入に係る契約書又はこれに準ずる書類の写し<br>イ 蓄電池設備又は充電設備の設置に係る経費の内訳書の写し<br>ウ 蓄電池設備又は充電設備の設置に係る経費の領収書の写し<br>エ 蓄電池設備又は充電設備の設置後の住宅のカラー写真<br>オ 蓄電池設備を設置するものにあっては、系統連系が開始されていることを証する書類の写し系統連系が開始されていることを証する書類の写し |
| (5) 電気自動車購入事業      | ア 当該電気自動車の購入に係る契約書又はこれに準ずる書類の写し<br>イ 当該電気自動車の自動車検査証の写し   |